

第4章 施策の展開

基本目標1 DV防止に向けた啓発の推進

配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するためには、人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えず、DVを家庭内で発生する個人的な問題と考えていることから、あるいは、自らが被害者であるという自覚がないことから、誰にも相談できない、相談しようとしなない被害者が少なからずいるものと思われます。

そのため、被害者自らが被害者であることに気付くことで、相談機関に相談することができ、また、被害者の身近にいる人が被害者に相談を促すことができるよう、DVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知します。

なお、周知・啓発活動に当たっては、将来にわたり誰もが加害者にも被害者にもならないよう、特に若年層への予防啓発に取り組めます。

DV被害の中でも、特に身体的暴力は被害が深刻化する前の早い段階で発見し、被害者を支援することが必要であるため、配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときには、警察への通報や相談機関を紹介することについて啓発します。

基本施策 1 DVに関する知識の普及

広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組めます。特に、次の点について正しい認識を広めるよう努めます。

- DVは、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること。
- DVは、親密な間柄にある相手を自分の思いどおりに支配しようとする態度や行動であり、身体に対する暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力、性的暴力も含まれること。
- DVは、社会的、経済的に対等ではない関係が背景にあって生み出されるものであること。
- 女性から男性への暴力もDVとなること。
- 同性カップルなどの性的マイノリティ間の暴力もDVとなること。
- 性別にかかわらずDV被害を相談する窓口や被害者を保護する制度があること。
- 家庭において、児童の目の前や、音や声が聞こえる状態でDVを行うことは児童虐待に当たること。

主な取組

- 市有施設や民間施設等にDVに関する啓発リーフレットを配架
- 市の広報誌やホームページを活用したDVに関する啓発
- 外国語で作成したリーフレットや障がい特性に配慮したリーフレットを活用した啓発活動の実施

基本施策 2 人権教育の推進

学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

主な取組

- 子どもの発達段階に応じた人権尊重や男女平等の理念に基づく教育の推進
- 小中学校の教員を対象とした研修会の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進
- 市民や企業等を対象とした出前講座や研修会等の開催による人権尊重や男女共同参画に関する理解促進

基本施策 3 若年層に対する予防啓発の推進

DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知に取り組めます。

主な取組

- 学校などの関係機関を通じた若年層に対する予防啓発リーフレットの配布
- SNSを活用した若年層に対する予防啓発
- 若年層に対する予防啓発講座の実施

基本施策4 通報についての啓発

配偶者等から身体に対する暴力を受けている人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発を行います。

主な取組
○広報誌や市のホームページなどを活用した啓発
○研修会等を通じた啓発

基本目標 2 被害者の早期発見と相談支援体制の充実

様々な理由や事情から、相談機関に相談していない潜在的な被害者もいると思われるため、身近な人からの相談機関等の情報提供や警察への通報のほか、被害者を発見しやすい立場にある職務関係者が被害者に気付き、相談機関につないでいくことが重要です。

職員がDVや被害者への適切な対応などについて知識を高めることにより、市の業務での家庭訪問や乳幼児健康診査等のDV相談以外の業務での対応で、DVを受けている可能性のある市民を発見し、配偶者暴力相談支援センターにつなぐことができるよう取組ます。また、医療、福祉、教育機関などと連携して、被害者の早期発見に努めます。

被害者の相談支援に当たっては、配偶者暴力相談支援センターに被害者が安心して相談することができる環境を整備するとともに、被害者の抱える問題や背景を的確に理解し、適切な助言や情報提供を行うほか、被害者の意思を尊重しながら、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体と連携し、保護や自立に係る支援につなげていきます。

また、被害者の気持ちに寄り添った相談支援ができるよう、配偶者暴力相談支援センターの女性相談支援員及び庁内の関係部署の職員の相談対応能力向上に努めます。

基本施策 1 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見

医療、福祉、教育機関等被害者を発見しやすい立場にある職務関係者と連携して、被害者の早期発見に取り組めます。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等へのDVに関する正しい知識、被害者に対する適切な対応方法、DV相談機関等の周知
- 被害者を発見したときの被害者の意思を尊重した相談機関への橋渡しについての協力要請

基本施策 2 安全で安心な相談環境の整備

配偶者暴力相談支援センターにおいて、被害者の安全が確保され、安心して相談することができる窓口環境を整備します。

主な取組

- 被害者が安心して相談できる環境の確保
- 被害者に関する情報の適切な管理
- 警察との連携による加害者の追及からの安全確保

基本施策 3 相談支援体制の充実

配偶者暴力相談支援センターの相談機能の充実に努めるとともに、庁内の関係部署や警察等の関係機関、民間団体が連携して支援を行うことにより、それぞれの被害者の状況や事情に対応した相談支援を行います。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う体制を充実します。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- こども家庭センターの設置に関する検討
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備
- 配偶者暴力相談支援センター女性相談支援員の専門機関が実施する研修への参加機会の確保

基本施策 4 職員の相談対応能力の向上

関係部署の職員を対象とした研修を実施し、相談対応能力の向上に努めます。

主な取組
○被害者の相談支援等に関わる市職員を対象とした適切な対応・支援を行うための研修の実施

基本目標 3 適切な被害者の保護

身体的な暴力や脅迫により、身体の安全が脅かされる被害者の安全確保に関する制度には、次のものがあります。

○一時保護

適当な寄宿先がなく、被害が及ぶことを防ぐために緊急に保護することが必要なときに、被害者本人の意思に基づき、北海道又は市が民間シェルターなどに一時的に保護する。

○保護命令

配偶者等からの「身体に対する暴力」又は「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する脅迫」を受けた被害者が、更なる配偶者からの身体に対する暴力を受けることにより、生命・身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、被害者からの申立てに基づき、裁判所が加害者に対し、①被害者への接近等の禁止、②被害者の子又は親族への接近等の禁止、③被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去、④電話や電子メールの送信等及び位置情報に関する情報の取得等禁止命令を内容とする「保護命令」を発令する。

○住民票の写しの交付制限等

被害者の保護を図る観点から、一定の要件を満たした被害者から申出があった場合、被害者の住民票の写しの交付制限等を行う。

これらの安全確保に関する制度について被害者に情報提供を行い、被害者の意思に基づき、制度の利用を支援し、被害者の安全を確保します。

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、被害者に対し一時保護を受けることを勧め、安全を確保します。一時保護期間中は、携帯電話の使用や外部との接触が制限されることから、近年、被害者が一時保護制度の利用をためらう傾向にありますが、被害者の意思を尊重しながら危険の度合いを見極め、制度の利用について助言を行います。

加害者から逃れた被害者の情報については、加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。

基本施策 1 被害者の安全確保のための支援

被害者の安全確保のための制度について被害者に情報提供し、被害者の意思を尊重しながら、制度の利用に当たっての助言や支援を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターによる一時保護、保護命令、住民票の写しの交付制限等に関する情報提供
- 保護命令申立てに関する助言、警察や裁判所との連絡調整などの支援
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施
- 生命又は身体に危害を受けるおそれのある被害者からの申出に基づく住民票の写しの交付制限等の実施

基本施策 2 危険が急迫しているときの迅速な一時保護の実施

被害者に危険が急迫しているときには、警察に通報するとともに、迅速に一時保護を行います。

主な取組

- 警察への通報による被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センター、警察、民間シェルターと連携した一時保護の実施

基本施策 3 同伴する子どもへの支援

被害者の一時保護に当たっては、関係機関が連携して、同伴する子どもに対する支援を行います。

主な取組

- 子ども総合相談センター、児童相談所、保育所、幼稚園、学校などの子どもに関連する関係機関と連携した心のケアや学習面での支援

基本施策 4 被害者の情報管理の徹底

加害者から逃れた被害者の情報を加害者に知られることのないよう、情報管理を徹底します。なお、子どもを同伴している場合には、保育所、幼稚園や学校でも情報管理を徹底します。

主な取組

- 被害者支援に関わる関係部署、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う部署等における被害者の個人情報の保護及び情報の適切な管理
- 被害者や同伴している子どもの支援に関わる関係機関に対する個人情報管理の徹底の要請

基本目標 4 被害者の自立に向けた支援の充実

加害者から逃れた被害者が、新たな生活を始めるに当たっては、住居の確保や経済的な問題の解決、新たな健康保険証の取得のほか、子どもを同伴している被害者の場合は、子どもの就学に関わる手続など、様々な課題の解決や手続が必要になります。配偶者暴力相談支援センターが中心となり、被害者が安心して暮らすことができる環境を確保することを目指し、それぞれの被害者の状況や意向に応じて、市の関係部署や関係機関の紹介や調整を行います。

被害者は、繰り返される身体的・精神的な暴力の中で深く傷つき、加害者から逃れた後もPTSD（心的外傷後ストレス障害）や自尊心の低下などに苦しむことも多く、加害者への恐怖心、経済的な問題、将来の見通しが立たない不安などから精神的に不安定な状態になる場合もあります。被害者が心身ともに回復することができるよう、精神的なケアに取り組めます。

基本施策 1 生活や経済的基盤の安定のための支援

被害者が新たな生活を始めるに当たり、生活や経済基盤を安定させることが重要であるため、住居の確保や援護制度の利用、就業に関する支援を行います。

主な取組

【住居の確保に関する支援】

- 公営住宅の空き状況やセーフティネット住宅²についての情報提供
- 市営住宅の入居に関する配慮
- 経済的に困難な場合における母子生活支援施設、生活保護制度を活用した住居の確保
- 自立に向けて準備できる居住環境の確保に関する検討

【援護制度の利用に関する支援】

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供

【就業に関する支援】

- ハローワーク、母子家庭等就労・自立支援センター、自立サポートセンター等と連携した情報提供や助言
- 母子家庭等自立支援給付金を活用した技能習得支援

基本施策 2 各種手続や制度に関する情報提供

被害者が新たな生活を始めるに当たり必要な手続について情報提供するとともに、住民票を異動できないことにより不利益が生じないように配慮します。また、離婚等の手続の相談窓口などについても情報提供を行います。

主な取組

【健康保険】

- 住民票を異動できない場合における健康保険の被保険者証発行に関する配慮

【年金】

- 住民票を異動できない場合における年金の加入手続に関する配慮

【離婚等の手続の相談窓口】

- 市民相談や法テラスの無料法律相談などに関する情報提供

² セーフティネット住宅 「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき、高齢者や障がい者などの住宅の確保に特に配慮を要する方々の入居を拒まない住宅として、都道府県・政令市・中核市に登録された住宅。住宅の規模や設備、耐震性などの登録基準を満たす必要がある。

基本施策3 同伴する子どもの就学等の支援

同伴する子どもがいる場合、教育委員会や学校、幼稚園、保育所等と連携を図り、住民票を異動できない被害者の子どもの就学や予防接種等の手続について対応します。

主な取組

- 住民票を異動できない場合における子どもの就学や保育施設入所の手続に関する配慮
- 住民票を異動できない場合における子どもの予防接種や乳幼児健診に関する配慮

基本施策4 精神的なケアの実施

心身ともに被害から回復できるよう、被害者本人及び同伴した子どもの精神的なケアを行います。

主な取組

- 保健所におけるこころの健康に関する相談の実施
- 専門的なケアを必要とする被害者に対する医療機関に関する情報提供
- 子ども総合相談センター、児童相談所、学校、幼稚園、保育所など関係機関の連携による被害者の子どもに対する精神的なケアの実施

基本目標 5 関係機関・団体との連携の推進

被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、切れ目のない継続した支援を行うために、関係する機関・団体と連携して取組ます。

また、旭川市では、「旭川市子ども・女性支援ネットワーク」（22機関・団体で構成）を設置し、被害者の適切な保護・支援のための情報交換や支援内容に関する協議を行っています。旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、被害者支援を行います。

基本施策 1 関係機関や団体との連携

関係機関や団体と連携し、被害者の発見から相談への対応や、保護、自立に向けた支援まで、それぞれの役割を生かして被害者に寄り添った切れ目のない継続した支援を行います。

主な取組

- 医療、福祉、教育機関等と連携した被害者の発見
- 警察と連携した被害者の安全確保
- 北海道立女性相談援助センターと連携した被害者の一時保護の実施
- 児童相談所と連携した被害者の子どもの安全確保や精神的なケアの実施
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 民間シェルターの安定的運営に向けた財政的支援

基本施策 2 旭川市子ども・女性支援ネットワークの活用

旭川市子ども・女性支援ネットワークを活用し、様々な機関・団体の協力を得ながら、きめ細かな被害者支援に努めます。

主な取組

- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおける被害者の保護・支援のために必要な情報交換や支援内容に関する協議の実施
- 旭川市子ども・女性支援ネットワークにおけるケース検討会の開催

基本目標 6 困難な問題を抱える女性への支援

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）が成立しました。

困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的な支援を行います。

基本施策 1 困難な問題を抱える女性への相談支援の充実

被害者が抱える、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の状況や事情に対応した相談支援や情報提供を行います。

主な取組

- 配偶者暴力相談支援センターでの被害者の課題整理と、適切な庁内の部署や関係機関・団体への引継ぎ
- 被害者の意向を尊重した配偶者暴力相談支援センター相談支援員の同行支援
- 関係機関等職員による必要に応じた個別ケースの検討
- 配偶者暴力相談支援センターと関係部署や関係機関・団体との連携強化
- 警察及び民間支援団体との連携による24時間相談受付体制の確保
- 性別にかかわらず相談しやすい環境の整備

基本施策 2 困難な問題を抱える女性への包括的な支援

関係部署と連携し、被害者支援に必要となりうる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度に繋げていきます。

主な取組

- 生活保護、母子福祉資金等貸付金、児童扶養手当等の援護制度に関する情報提供
- 母子生活支援施設と連携した子どもを伴う被害者の自立に向けた支援
- 民間シェルターと連携した被害者からの相談対応、保護、自立に向けた支援
- 地域包括支援センターや障害者福祉センターに関する情報提供